

ロータリー・ロールベラー等を 装着・けん引したままで 公道走行が可能になりました!

作業機を装着・けん引した状態のトラクターが、一定の条件を満たした場合に公道走行が可能となりました。周囲の方々への安全を第一に、注意して走行してください。

Q. 「一定の条件」とはどのようなものですか?

A. 灯火器類、作業機の幅、最高速度、運転免許、チェーンなどの確認が必要となります。詳しくはお近くの農機販売店や、地方運輸局、地方農政局、(一社)日本農業機械工業会にご確認ください。

例えば灯火器類なら……

- ・直装式作業機*を装着してトラクター本体の灯火器類が見えなくなる場合は、お近くの農機販売店で、灯火器類を増設しましょう!
- ・けん引式作業機*の場合は、トラクター本体の灯火器類が見えていても、作業機に灯火器類を備える必要*があります。



<直装式作業機で本体の灯火器類が見えない例>



<けん引式作業機の例>

*直装式作業機:ロータリー、ハロー、直装式ブームスプレーヤ、播種機等のトラクターに直接装着する作業機。

*けん引式作業機:ロールベラー、マニュアルプレッダ等の車輪がついている作業機。

農林水産省

【お問合せ先】

農林水産省 生産局 技術普及課 03-6744-2111

http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html

